静岡労働局発表 平成23年10月13日(木) 静岡労働局 職業対策課

職業対策課長 担

横井 幹裕 梅津 恵子

職業対策課長補佐 高齢者対策担当官 鈴木 滋

(電話) 054-271-9972

報道関係者各位

平成23年「高年齢者の雇用状況」集計結果 ~希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合は約 55%と着実に進展~

当

静岡労働局では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、 平成23年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げ(平成25年4月から65歳)を受け、「高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、 「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け(注1)、毎年6月1日現在の高年齢者 の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した従業員 31 人以上の企業 4,360 社の状況をまと めたものです。なお、この集計では、従業員31人~300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大 企業」としています。

【集計結果の主なポイント】

高年齢者雇用確保措置の実施状況 1

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は96.7%(前年比0.1ポイ ント上昇)。【別表1】〈全国では、95.7%〉

- ◆ 中小企業は96.5% (同増減なし)。〈全国では、95.3%〉
- ◆ 大企業は99.2% (同0.6ポイント上昇)。〈全国では、99.0%〉
- → 中小企業に係る経過措置は平成22年度をもって終了(注2)したが、中小企業の 「実施済み」割合は前年と同率であった。

希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

- (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は55.1% (同2.6ポイント上昇)。 【別表5】〈全国では、47.9%〉
 - ◆ 中小企業は57.5% (同2.6ポイント上昇)。うち「31~50人」規模が 65.7% (同5.5ポイント上昇) と最も多い。

- (2) 「70歳まで働ける企業」の割合は21.2%(同0.4ポイント上昇)。【別表6】 〈全国では、17.6%〉

 - → 大企業は15.5%(同2.8ポイント上昇)となっており、中小企業の取り組みが進んでいる。

3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年を迎えた10,999人のうち、継続雇用された人は8,025人 (73.0%)、継続雇用を希望しなかった人は2,667人(24.2%)、基準に該当 せず離職した人は307人(2.8%)。【別表8】

- → 希望者全員の継続雇用制度を導入している企業では、過去1年間に定年を迎えた人(3,822人)のうち、継続雇用された人は3,144人(82.3%)。
- ◆ 基準該当者の継続雇用制度を導入している企業では、過去1年間に定年を迎えた人(6,196人)のうち、継続雇用された人は4,140人(66.8%)、基準に該当せず離職した人は304人(4.9%)。

<集計対象>

静岡県内に本社機能を有する民間企業のうち、常時雇用する労働者が 31 人以上の企業 4,360 社中小企業 (31~300 人規模): 3,987 社

(うち 31~50 人規模:1,549 社、51~300 人規模:2,438 社)

大企業 (301 人以上規模): 373 社

- (注1) 定年と継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。
- (注2)継続雇用制度を導入する場合、事業主は労使協定を締結した上で対象となる高年齢者に関する 基準を設けることが認められているが、300人以下規模企業には、労使協議が調わない場合に限り、 労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが、平成22年度末まで特例で認められていた。 これを「経過措置」という。(「経過措置」の詳細は、p.9【「経過措置」に関する解説】を御覧くだ さい。)

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は96.7%(4,218社)(前年比0.1ポイントの上昇)、51人以上規模の企業で97.7%(2,745社)(同0.3ポイントの減少)となっている。

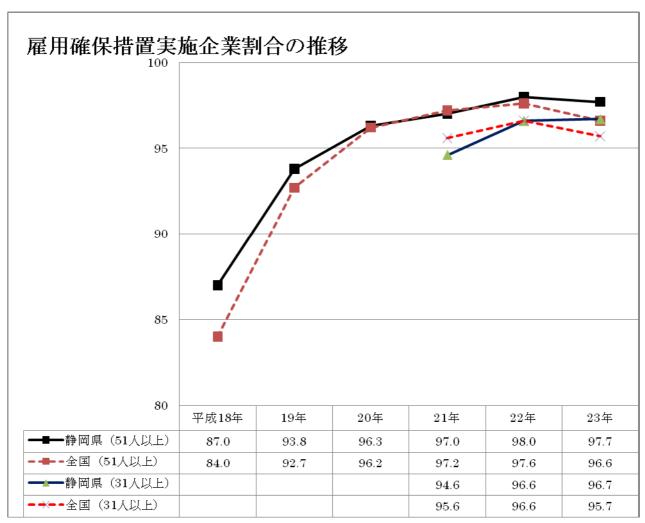
雇用確保措置を未実施である企業の割合は3.3%(142社)(同0.1ポイントの減少)、 51人以上規模企業で2.3%(66社)(同0.3ポイントの上昇)となっている。(別表1)

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 99.2% (370 社) (前年比 0.6 ポイントの上昇)、中小企業では 96.5% (3,848 社) (同増減なし)となっている。

中小企業に係る経過措置[※]は平成 22 年度をもって終了したが、実施企業割合は前年 と同率であった。(別表1)

※「経過措置」の詳細は、p.9【「経過措置」に関する解説】を御覧ください。

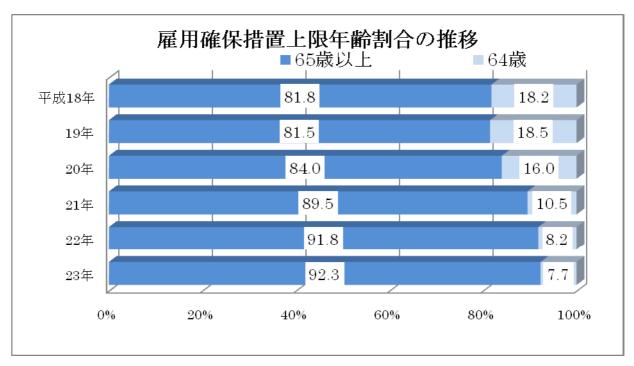


(注)報告対象企業は、平成18年から平成20年までは「51人以上規模企業」、平成21年以降は「31人以上規模企業」である。

(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は7.7%(324社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒しして 65 歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は92.3%(3,894社)(前年比0.5ポイントの上昇)となっている。(別表3)



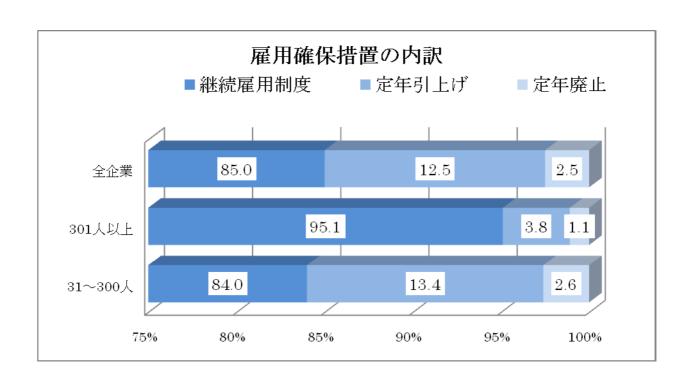
(注)報告対象企業は、平成18年から平成20年までは「51人以上規模企業」、平成21年以降は「31人以上規模企業」である。

(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年制なし」により雇用確保措置を講じている企業は 2.5%(105 社)(前年比 0.4 ポイントの減少)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は12.5%(529社)(同0.8ポイントの上昇)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 85.0%(3,584 社) (同 0.4 ポイントの減少)

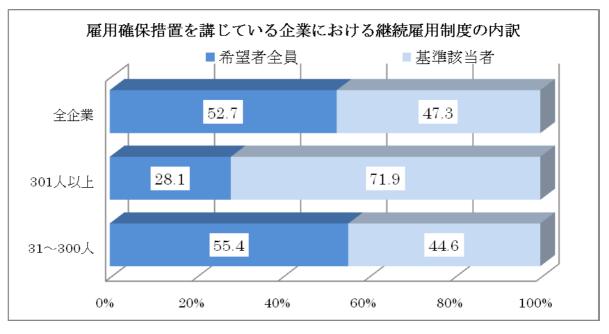
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(別表4-1)



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,584社)のうち、

- ①希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は52.7%(1,889 社) (前年比2.1 ポイントの上昇)、
- ②対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は47.3%(1,695社)となっている。(別表4-2)



2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

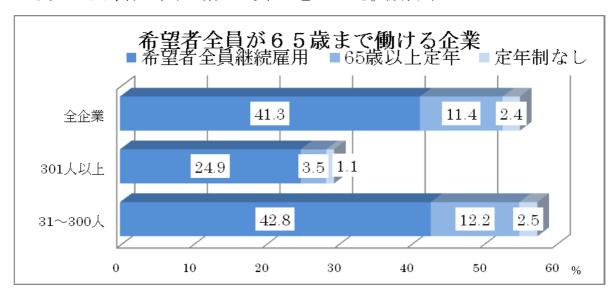
(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 55.1% (2,403 社) (前年比 2.6 ポイントの上昇) となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では57.5%(2,293社)(同2.6ポイントの上昇)、
- ②大企業では29.5%(110社)(同2.7ポイントの上昇)、

となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別表5)



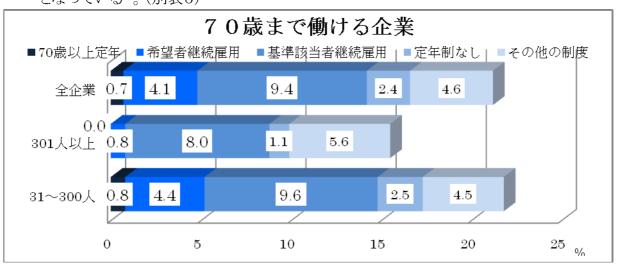
(2)「70歳まで働ける企業」の状況

「70 歳まで働ける企業」の割合は 21.2% (926 社) (前年比 0.4ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では21.8%(868社)(同0.3ポイント上昇)、
- ②大企業では15.5%(58社)(同2.8ポイント上昇)、

となっている。(別表6)



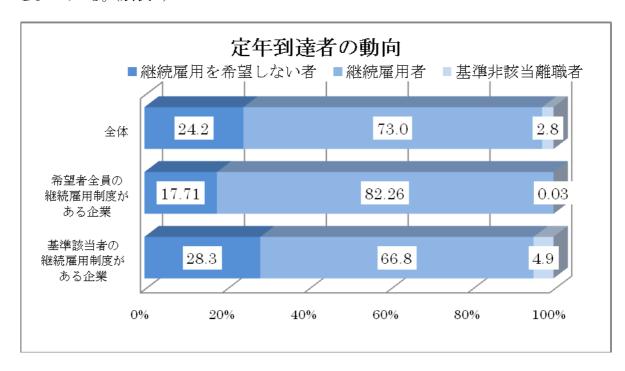
3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者(10,999人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は2,667人(24.2%)、定年後に継続雇用された者は8,025人(73.0%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は307人(2.8%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は96.3%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は3.7%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ①希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者3,822人のうち、継続雇用された者の数(割合)は3,144人(82.3%)、
- ②基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者6,196人のうち、継続雇用された者の数(割合)は4,140人(66.8%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は304人(4.9%)、

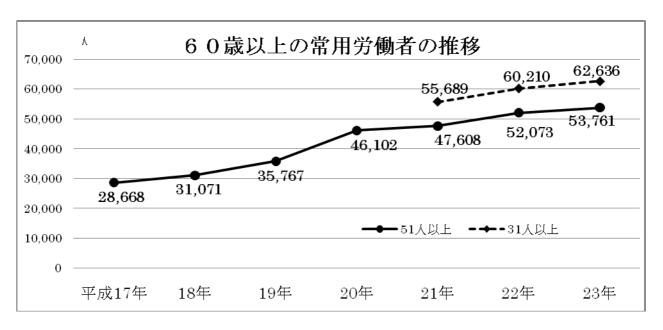
となっている。(別表8)



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 53,761 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると、25,093 人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は62,636人であり、平成21年 と比較すると、6,947人増加している。(別表9)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置については、経過措置切れを含む未実施企業が142社(31人以上規模企業)あることから、引き続き、静岡労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

【「経過措置」に関する解説】

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高年齢者雇用安定法」という。)では、高年齢者雇用確保措置の規定は平成18年4月1日に施行され、事業主は、以下の措置を講じなければならないこととされた。

高年齢者雇用安定法第9条により、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳³までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度※2の導入
- ③ 定年の定めの廃止

なお、②の継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が 求められるが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主 が、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準^{※3}を定め、当該基 準に基づく制度を導入したときには、②の措置を講じたものとみなされる。

※1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、 男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられる。

> 平成 18 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日 : 62歳 平成 19 年 4 月 1 日~平成 22 年 3 月 31 日 : 63歳 平成 22 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日 : 64歳 平成 25 年 4 月 1 日以降 : 65歳

- ※2 継続雇用制度は、「現に雇用している高年齢者が希望しているときは、当該高年齢者 をその定年後も引き続いて雇用する制度」をいう。
- ※3 継続雇用制度について労使協定で基準を定めることを求めることとしたのは、継続雇用の対象者の選定に当たっては、企業によって必要とする能力や経験等が様々であると考えられるため、労使間で十分に話し合い、その企業に最もふさわしい基準を労使納得の上で策定するという仕組みを作ることが適当であるという理由からである。

このため、「基準」の策定に当たっては、労使間で十分協議の上、各企業の実情に応じて定められることを想定しており、その内容については、原則として労使に委ねられている。

しかし、事業主が労使協定のために努力したにもかかわらず協議が調わない時は、経過措置として、大企業は平成21年3月31日まで、中小企業は平成23年3月31日までの間は、就業規則等により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できることとされていた。

この経過措置期間内は、措置を講じたものとみなされるが、引き続き労使協議を続け、 当該期間が終了するまでの間において、できるだけ早期に労使間の合意を得るように努 めるよう求めていた。

静岡労働局管内31人以上規模企業では、昨年(平成22年)6月1日現在の高年齢者 雇用状況報告における経過措置対象企業は383社であった。このうち、本年6月1日現 在の高年齢者雇用状況報告において、労使協定の締結等(定年の引上げ、希望者全員 を対象とする継続雇用制度の導入を含む。)をした企業は328社(85.6%)となった。【静岡 労働局独自集計】

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施	済み	②未	実施	1)+2	合計
31~300人	3,848	(3,826)	139	(140)	3,987	(3,966)
31~300人	96.5%	(96.5%)	3.5%	(3.5%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,473	(1,391)	76	(87)	1,549	(1,478)
31~50人	95.1%	(94.1%)	4.9%	(5.9%)	100.0%	(100.0%)
E1200 l	2,375	(2,435)	63	(53)	2,438	(2,488)
51~300人	97.4%	(97.9%)	2.6%	(2.1%)	100.0%	(100.0%)
001 LIN L	370	(357)	3	(5)	373	(362)
301人以上	99.2%	(98.6%)	0.8%	(1.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	4,218	(4,183)	142	(145)	4,360	(4,328)
総計	96.7%	(96.6%)	3.3%	(3.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上	2,745	(2,792)	66	(58)	2,811	(2,850)
総計	97.7%	(98.0%)	2.3%	(2.0%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、平成22年6月1日現在の数値。

表2 規模別-産業別実施状況

(%)

									(%)
		1	ミ施済 介	≥業割1	合	②未	₹実施企	業割	<u>合</u>
	31~50人	95.	.1%	(94.	1%)	4.	9%	(5.	9%)
	51~100人	97.	.1%	(97.	3%)	2.	9%	(2.	7%)
規	101~300人	97.	.9%	(98.	7%)	2.	1%	(1.	3%)
模	301~500人	98.	.9%	(98.	3%)	1.	1%	(1.	7%)
別	501~1,000人	99.	.1%	(98.	3%)	0.	9%	(1.	7%)
	1,001人以上	100	0.0%	(100	.0%)	0.	O%	(0.0	0%)
	合 計	96	.7%	(96.	6%)	3.	3%	(3.	4%)
		31人	以上	51人.	以上	31人	.以上	51人	以上
	農、林、漁業	100.0%	(92.3%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(7.7%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	96.1%	(96.9%)	96.4%	(99.1%)	3.9%	(3.1%)	3.6%	(0.9%)
	製造業	96.9%	(96.7%)	97.8%	(97.7%)	3.1%	(3.3%)	2.2%	(2.3%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	96.7%	(97.9%)	97.0%	(100.0%)	3.3%	(2.1%)	3.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	98.2%	(97.5%)	98.9%	(99.3%)	1.8%	(2.5%)	1.1%	(0.7%)
_	卸売業、小売業	96.4%	(96.4%)	97.7%	(97.5%)	3.6%	(3.6%)	2.3%	(2.5%)
產	金融業、保険業	97.3%	(97.1%)	100.0%	(96.9%)	2.7%	(2.9%)	0.0%	(3.1%)
業 別	不動産業、物品賃貸業	90.9%	(95.8%)	88.9%	(100.0%)	9.1%	(4.2%)	11.1%	(0.0%)
/33	学術研究、専門・技術サービス業	96.9%	(95.1%)	100.0%	(100.0%)	3.1%	(4.9%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	95.3%	(94.0%)	96.5%	(96.4%)	4.7%	(6.0%)	3.5%	(3.6%)
	生活関連サービス業、娯楽業	94.8%	(98.0%)	94.1%	(98.2%)	5.2%	(2.0%)	5.9%	(1.8%)
	教育、学習支援業	90.4%	(95.0%)	93.6%	(98.0%)	9.6%	(5.0%)	6.4%	(2.0%)
	医療、福祉	97.8%	(96.8%)	98.4%	(98.1%)	2.2%	(3.2%)	1.6%	(1.9%)
	複合サービス事業	97.4%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	2.6%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	96.5%	(96.0%)	97.7%	(96.8%)	3.5%	(4.0%)	2.3%	(3.2%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	合 計	96.7%	(96.6%)	97.7%	(98.0%)	3.3%	(3.4%)	2.3%	(2.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表3 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	①65歳以 (含定年制		2 64j	歳	①+②	合計
31~300人	3,566	(3,525)	282	(301)	3,848	(3,826)
31~300人	92.7%	(92.1%)	7.3%	(7.9%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,399	(1,302)	74	(89)	1,473	(1,391)
31~50人	95.0%	(93.6%)	5.0%	(6.4%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	2,167	(2,223)	208	(212)	2,375	(2,435)
31~300人	91.2%	(91.3%)	8.8%	(8.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	328	(317)	42	(40)	370	(357)
301人以上	88.6%	(88.8%)	11.4%	(11.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	3,894	(3,842)	324	(341)	4,218	(4,183)
31人以工能制	92.3%	(91.8%)	7.7%	(8.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計	2,495	(2,540)	250	(252)	2,745	(2,792)
31人以上総計	90.9%	(91.0%)	9.1%	(9.0%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、平成22年6月1日現在の数値。

表4-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	Œ	定年制なし	②定年	の引上げ	③継続雇用	用制度の導入	①+②+	·③合計
31~300人	1	01 (11	9) 515	(469)	3,232	(3,238)	3,848	(3,826)
31~300人	2	.6% (3.1	%) 13.4%	(12.3%)	84.0%	(84.6%)	100.0%	(100.0%)
31~50	. 6	52 (6	8) 237	(196)	1,174	(1,127)	1,473	(1,391)
31,430,	^ 4	.2% (4.9	%) 16.1%	(14.1%)	79.7%	(81.0%)	100.0%	(100.0%)
51∼300	, 3	19 (5	1) 278	(273)	2,058	(2,111)	2,375	(2,435)
31.4300	^ 1	.6% (2.1	%) 11.7%	(11.2%)	86.7%	(86.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		4 (3) 14	(19)	352	(335)	370	(357)
301781	1	.1% (0.8	%) 3.8%	(5.3%)	95.1%	(93.8%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総言	₊ 1	05 (12	2) 529	(488)	3,584	(3,573)	4,218	(4,183)
31人以工服品	1 2	.5% (2.9	%) 12.5%	(11.7%)	85.0%	(85.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上#	₩ # 1	!3 (5	4) 292	(292)	2,410	(2,446)	2,745	(2,792)
	1 1	.6% (1.9	%) 10.6 %	(10.5%)	87.8%	(87.6%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、平成22年6月1日現在の数値。

表4-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者	全員	②基準部	亥当者	①+②合	計
31~300人	1,790	(1,721)	1,442	(1,517)	3,232	(3,238)
31~300入 	55.4%	(53.2%)	44.6%	(46.8%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	759	(674)	415	(453)	1,174	(1,127)
31~30人	64.7%	(59.8%)	35.3%	(40.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	1,031	(1,047)	1,027	(1,064)	2,058	(2,111)
51~300人	50.1%	(49.6%)	49.9%	(50.4%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	99	(86)	253	(249)	352	(335)
301701	28.1%	(25.7%)	71.9%	(74.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	1,889	(1,807)	1,695	(1,766)	3,584	(3,573)
31八以上16日	52.7%	(50.6%)	47.3%	(49.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計	1,130	(1,133)	1,280	(1,313)	2,410	(2,446)
1 フェス以上移町	46.9%	(46.3%)	53.1%	(53.7%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、平成22年6月1日現在の数値。

[「]①+②合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

[「]①+②+③合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

[「]②定年の引上げ」は64歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は64歳未満だが継続雇用制度の年齢を64歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

[「]①+②合計」は表4-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表5 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

										(11()0)
	定年的	削なし	65歳以	上定年	希望者 65歳 継続	以上	合	計	報告した全	ての企業
31~300人	101	(119)	485	(438)	1,707	(1,620)	2,293	(2,177)	3,987	(3,966)
31~300人	2.5%	(3.0%)	12.2%	(11.0%)	42.8%	(40.8%)	57.5%	(54.9%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	62	(68)	231	(187)	725	(635)	1,018	(890)	1,549	(1,478)
31~50人	4.0%	(4.6%)	14.9%	(12.7%)	46.8%	(43.0%)	65.7%	(60.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	39	(51)	254	(251)	982	(985)	1,275	(1,287)	2,438	(2,488)
31~300	1.6%	(2.0%)	10.4%	(10.1%)	40.3%	(39.6%)	52.3%	(51.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	4	(3)	13	(18)	93	(76)	110	(97)	373	(362)
301人以上	1.1%	(0.8%)	3.5%	(5.0%)	24.9%	(21.0%)	29.5%	(26.8%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	105	(122)	498	(456)	1,800	(1,696)	2,403	(2,274)	4,360	(4,328)
総計	2.4%	(2.8%)	11.4%	(10.5%)	41.3%	(39.2%)	55.1%	(52.5%)	100.0%	(100.0%)
51人以上	43	(54)	267	(269)	1,075	(1,061)	1,385	(1,384)	2,811	(2,850)
総計	1.5%	(1.9%)	9.5%	(9.4%)	38.2%	(37.2%)	49.3%	(48.6%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、平成22年6月1日現在の数値。

表6「70歳まで働ける企業」の状況

(社、%)

			No. 10 August 1			ī	
\			70歳以上までの	D継続雇用制度 	 その他の制度で70	合計	報告した全ての
	定年制なし	70歳以上定年	希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	歳以上まで雇用	L D RI	企業
31~300人	101 (119)	32 (33)	174 (172)	381 (395)	180 (134)	868 (853)	3,987 (3,966)
31~300入	2.5% (3.0%)	0.8% (0.8%)	4.4% (4.3%)	9.6% (10.0%)	4.5% (3.4%)	21.8% (21.5%)	100.0% (100.0%)
31~50人	62 (68)	19 (17)	91 (87)	129 (119)	65 (51)	366 (342)	1,549 (1,478)
31~30人	4.0% (4.6%)	1.2% (1.2%)	5.9% (5.9%)	8.3% (8.1%)	4.2% (3.5%)	23.6% (23.1%)	100.0% (100.0%)
51~300人	39 (51)	13 (16)	83 (85)	252 (276)	115 (83)	502 (511)	2,438 (2,488)
31~300	1.6% (2.0%)	0.5% (0.6%)	3.4% (3.4%)	10.3% (11.1%)	4.7% (3.3%)	20.6% (20.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	4 (3)	0 (0)	3 (5)	30 (27)	21 (11)	58 (46)	373 (362)
301人以上	1.1% (0.8%)	0.0% (0.0%)	0.8% (1.4%)	8.0% (7.5%)	5.6% (3.0%)	15.5% (12.7%)	100.0% (100.0%)
31人以上	105 (122)	32 (33)	177 (177)	411 (422)	201 (145)	926 (899)	4,360 (4,328)
総計	2.4% (2.8%)	0.7% (0.8%)	4.1% (4.1%)	9.4% (9.8%)	4.6% (3.4%)	21.2% (20.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上	43 (54)	13 (16)	86 (90)	282 (303)	136 (94)	560 (557)	2,811 (2,850)
総計	1.5% (1.9%)	0.5% (0.6%)	3.1% (3.2%)	10.0% (10.6%)	4.8% (3.3%)	19.9% (19.5%)	100.0% (100.0%)

[「]希望者全員が65歳まで働ける企業」は「定年制なし」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上継続雇用」の合計である。 「報告した全ての企業」は表1の「①+②合計」に対応している。

^{※()}内は、平成22年6月1日現在の数値。 「70歳まで働ける企業」は「定年制なし」、「70歳以上定年」、「70歳以上までの継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の 合計である。

[「]その他の制度で70歳以上」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて 何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

[「]報告した全ての企業」は表1の「①+②合計」に対応している。

表7 都道府県別の状況

(%)

						(%)
	雇用確保措置	導入企業割合		希望者全員が働 業割合	70歳まで働い	ける企業割合
北海道	92.5%	(95.0%)	45.9%	(44.2%)	16.1%	(15.8%)
青森	97.8%	(97.0%)	53.8%	(51.8%)	17.9%	(18.2%)
岩手	93.1%	(96.0%)	57.5%	(56.1%)	17.0%	(15.8%)
宮城	95.3%	(95.4%)	45.6%	(43.9%)	16.8%	(14.6%)
秋田	96.5%	(98.6%)	58.8%	(58.2%)	15.5%	(13.7%)
山形	96.8%	(97.5%)	45.1%	(43.4%)	12.9%	(12.2%)
福島	91.1%	(95.7%)	48.9%	(47.4%)	14.5%	(13.8%)
茨城	93.1%	(96.9%)	52.7%	(50.2%)	17.5%	(17.5%)
栃木	92.3%	(95.8%)	51.3%	(51.0%)	16.4%	(16.4%)
群馬	95.2%	(96.1%)	55.7%	(52.7%)	16.6%	(15.1%)
埼玉	97.5%	(96.2%)	51.5%	(50.3%)	18.2%	(19.4%)
千葉	92.7%	(95.4%)	50.6%	(50.9%)	22.4%	(22.6%)
東京	95.0%	(96.8%)	38.2%	(35.8%)	15.0%	(15.1%)
神奈川	98.1%	(96.5%)	46.6%	(44.8%)	18.1%	(17.0%)
新潟	96.9%	(98.1%)	57.1%	(54.8%)	13.4%	(11.8%)
富山	98.3%	(98.4%)	47.3%	(47.9%)	20.2%	(14.8%)
石川	95.2%	(95.7%)	49.7%	(49.4%)	16.2%	(16.5%)
福井	98.1%	(98.6%)	56.7%	(56.3%)	17.0%	(16.7%)
山梨	92.6%	(95.9%)	47.0%	(48.9%)	15.1%	(13.6%)
長野	98.5%	(98.3%)	58.4%	(56.2%)	21.2%	(19.2%)
岐阜	99.1%	(98.7%)	60.0%	(59.7%)	20.7%	(20.3%)
静岡	96.7%	(96.6%)	55.1%	(52.5%)	21.2%	(20.8%)
愛知	96.1%	(97.8%)	48.2%	(48.7%)	20.9%	(21.5%)
三重	96.6%	(96.8%)	58.8%	(56.1%)	21.2%	(21.0%)
滋賀	95.0%	(95.8%)	47.2%	(45.6%)	18.7%	(16.4%)
京都	96.0%	(95.9%)	50.9%	(49.1%)	18.4%	(18.5%)
大阪	97.0%	(97.4%)	43.6%	(41.5%)	17.5%	(15.6%)
兵庫	94.8%	(95.2%)	46.6%	(46.1%)	17.1%	(16.6%)
奈良	94.2%	(94.9%)	54.6%	(51.5%)	20.6%	(23.1%)
和歌山	97.1%	(93.4%)	51.7%	(45.3%)	19.9%	(16.4%)
鳥取	96.8%	(97.3%)	49.5%	(45.7%)	17.0%	(15.6%)
島根	97.6%	(99.2%)	56.5%	(57.1%)	21.1%	(21.4%)
岡山	95.3%	(96.3%)	52.2%	(49.5%)	20.0%	(20.1%)
広島	97.2%	(97.8%)	52.8%	(51.8%)	19.4%	(19.2%)
山口	96.8%	(96.2%)	52.3%	(51.7%)	20.2%	(19.9%)
徳島	96.9%	(95.4%)	53.5%	(49.2%)	19.9%	(19.7%)
香川	95.1%	(96.3%)	51.7%	(50.3%)	18.7%	(18.2%)
愛媛	99.2%	(98.7%)	44.0%	(43.4%)	18.0%	(17.5%)
高知	96.8%	(97.4%)	46.6%	(45.4%)	14.4%	(15.5%)
福岡	95.0%	(95.8%)	43.9%	(43.0%)	16.2%	(16.1%)
佐賀	98.3%	(98.3%)	48.0%	(46.5%)	16.7%	(17.0%)
長崎	92.3%	(93.9%)	47.0%	(44.4%)	20.3%	(18.2%)
熊本	93.5%	(95.4%)	47.3%	(45.5%)	14.5%	(14.9%)
大分	95.1%	(97.5%)	57.8%	(55.8%)	20.0%	(18.5%)
宮崎	96.7%	(97.1%)	52.2%	(51.1%)	18.0%	(14.7%)
鹿児島	97.4%	(98.8%)	54.8%	(52.0%)	18.0%	(20.4%)
沖縄	87.8%	(86.2%)	44.1%	(42.7%)	16.5%	(17.0%)
全国計	95.7%	(96.6%)	47.9%	(46.2%)	17.6%	(17.1%)

※31人以上規模企業の状況 ※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

定年到達者等の状況 表8

				_							いる。
	分 業女 数 (定年到達者総 数 (人)	定年による離職者数 (継続雇用を希望しなかった 者)		継続雇用を希望した者	米	継続雇用者	継続雇用を希望したが 基準に該当しなかったことによ る離職者	継続雇用を希望したが Eに該当しなかったことI る離職者	たがことによ	の終了による難様 と難様 と と と と と と と と と と と と と と と と と
①	036 1	10 000	(WE 10) WO 10 F33 C	0000	75.8% (75.3%)	9000	73.0% (72.1%)	700	2.8%	(3.2%)	1 644
31人以上規模企業合計	4,300	666,01			100.0% (100.0%)	0,023	(%2'96) %8'96		3.7%	(4.3%)	+ + +
(2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	000 1	0000	7+) A1+C+ CC3		82.29% (83.3%)	0 1 4 4	82.26% (82.6%)	,	0.03% (0.7%)	(0.7%)	7.0E
もま有主員いをで作用が良により作 保措置を講じている企業	600,-	3,022	(10:7%)	., o	100.0% (100.0%)	, - + +	(%7.66) %26.66	-	0.03%	(0.8%)	
4717 - 7世間田邑邦秘少本不经张县 ②		9019	10 C		71.7% (69.6%)	4 1 40	(%9'.49) %8'.99)		4.9%	(2.0%)	1 013
&年政当台いを物作用的反により作 保措置を講じている企業	060,1	0,190), %c.oz	(30.4%)	100.0% (100.0%)	4, 1 4	(%8'26) %7'86	500	%8.9	(7.2%)	20,

※①は表1の「合計」、②及び③は表4-2の①及び②に、それぞれ対応している。 ②の割合(本年分)のみ小数点以下第2位まで表示し、その他の割合は第1位までを表示。 ()内は、平成22年6月1日現在の数値。 「継続雇用者」、「継続雇用を希望したが基準に該当しなかったことによる離職者」の下段の割合は、「継続雇用を希望した者」に対する割合。 「継続雇用者」、「継続雇用を希望したが基準に該当しなかったことによる離職者」の下段の割合は、「継続雇用を希望した者」に対する割合。

年齡別常用労働者数 表9

		= \# 		1 1 4 4 0 0	-				
		1994		60歳ダイル町	la.	響₹9~09	,,,,,	65歳以上	
	平成17年	218,094人	(100.0)	789987	(100.0)	入191,12	(100.0)	7,504人	(100.0)
	平成18年	子015'885	(103.9)	31,071人	(108.4)	22,054人	(104.2)	9,017人	(120.2)
海	平成19年	561,874人	(108.5)	35,767人	(124.8)	25,136人	(118.8)	10,631人	(141.7)
模令 - 人 :	平成20年	605,121人	(116.8)	46,102人	(160.8)	32,527人	(153.7)	13,575人	(180.9)
業 ダイ	平成21年	286,685人	(113.2)	47,608人	(166.1)	33,853人	(160.0)	13,755人	(183.3)
	平成22年	597,211人	(115.3)	52,073人	(181.6)	子888'96	(174.3)	15,185人	(202.4)
	平成23年	296,680人	(115.2)	53,761人	(187.5)	39,783人	(188.0)	13,978人	(186.3)
規 3	平成21年	646,810人	(100.0)	25,689人	(100.0)	39,112人	(100.0)	16,577人	(100:0)
★ 令- 人:	平成22年	子267929	(101.5)	60,210人	(108.1)	42,350人	(108.3)	17,860人	(107.7)
業 交 귀	平成23年	658,319人	(101.8)	62,636人	(112.5)	45,808人	(117.1)	16,828人	(101.5)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)